



基 発 1 0 2 6 第 1 号
平成 2 4 年 1 0 月 2 6 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働契約法の施行について」の一部改正について

労働契約法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 5 6 号）による改正後の労働契約法（平成 1 9 年法律第 1 2 8 号）については、「労働契約法の施行について」（平成 2 4 年 8 月 1 0 日付け基発 0 8 1 0 第 2 号。以下「通達」という。）により法の趣旨及び内容を示したところである。

本日、労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 2 4 年政令第 2 6 7 号）及び労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 4 8 号）が公布されたことに伴い、通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知の上、周知に遺漏なきを期されたい。

新旧対照表

○ 平成24年8月10日付け基発0810第2号「労働契約法の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(削除)	<u>ただし、改正法のうち本日から施行される部分以外の施行期日(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)及び法第18条第2項に基づき厚生労働省令で定める内容については、おって通達する。</u>
目次	目次
第1～第4 (略)	第1～第4 (略)
第5 期間の定めのある労働契約(法第4章関係)	第5 期間の定めのある労働契約(法第4章関係)
1～4 (略)	1～4 (略)
5 有期労働契約の更新等(法第19条関係)	5 有期労働契約の更新等(法第19条関係)
32	30
6 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止 (法第20条関係)	6 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止 (法第20条関係)
33	31
第6 雑則(法第5章関係)	第6 雑則(法第5章関係)
1 船員に関する特例(法第21条関係)	1 船員に関する特例(法第21条関係)
35	33
2 適用除外(法第22条関係)	2 適用除外(法第22条関係)
35	33
第7 附則	第7 附則
1 法の施行期日(附則第1条関係)	1 法の施行期日(附則第1条関係)
36	34

2 労働基準法その他関係法律の一部改正（附則第2条—第6条関係）<u>36</u> 第8 改正法附則 1 改正法の施行期日（改正法附則第1項関係）……………<u>36</u> 2 経過措置（改正法附則第2項関係）……………<u>36</u> 3 検討規定（改正法附則第3項関係）……………<u>37</u> <u>別紙 労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令第1条第1項について</u> 別添 参考となる主な裁判例 第1～第4 （略） 第5 期間の定めのある労働契約（法第4章関係） 1～4 （略） (1) （略） (2) 内容 ア～ク （略） ケ 法第18条第2項は、同条第1項の通算契約期間の計算に当たり、有期労働契約が不存在の期間（以下「無契約期間」という。）が一定以上続いた場合には、当該通算契約期間の計算がリセットされること（いわゆる「クーリング」）について規定したものであること。 <u>法及び「労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令」（平成24年厚生労働省</u>	2 労働基準法その他関係法律の一部改正（附則第2条—第6条関係）<u>34</u> 第8 改正法附則 1 改正法の施行期日（改正法附則第1項関係）……………<u>34</u> 2 経過措置（改正法附則第2項関係）……………<u>34</u> 3 検討規定（改正法附則第3項関係）……………<u>35</u> （新設） 別添 参考となる主な裁判例 第1～第4 （略） 第5 期間の定めのある労働契約（法第4章関係） 1～4 （略） (1) （略） (2) 内容 ア～ク （略） ケ 法第18条第2項は、同条第1項の通算契約期間の計算に当たり、有期労働契約が不存在の期間が一定以上続いた場合には、当該通算契約期間の計算がリセットされること（いわゆる「クーリング」）について規定したものであること。 <u>すなわち、同一の有期契約労働者と使用者との間で、間において有期労働契約が再度締結された場合、その間</u>
--	--

令第148号。以下「基準省令」という。)の規定により、同一の有期契約労働者と使用者との間で、1か月以上の無契約期間を置いて有期労働契約が再度締結された場合であって、当該無契約期間の長さが次の①、②のいずれかに該当するときは、当該無契約期間は法第18条第2項の空白期間に該当し、当該空白期間前に終了している全ての有期労働契約の契約期間は、同条第1項の通算契約期間に算入されない(クーリングされる)こととなること。

なお、無契約期間の長さが1か月に満たない場合は、法第18条第2項の空白期間に該当することはない、クーリングされないこと(基準省令第2条。シ参照)。

① 6か月以上である場合

② その直前の有期労働契約の契約期間(複数の有期労働契約が間を置かずに連続している場合又は基準省令第1条第1項で定める基準に該当し連続するものと認められる場合にあつては、それらの有期労働契約の契約期間の合計)が1年未満の場合にあつては、その期間に2分の1を乗じて得た期間(1か月未満の端数は1か月に切り上げて計算する。)以上である場合

コ 基準省令第1条第1項は、法第18条第2項の「契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準」を規定したものであること。具体的には、次の①から③までのとおりであること。

なお、ケ①のとおり、6か月以上の空白期間がある場合には当該空白期間前に終了している全ての有期労働契約の契約期間は通算契約期間に算入されない。このため、通算契約期間の算定に当たり、基準省令第1

の長さが次のいずれかに該当する場合には、法第18条第2項の空白期間に該当し、当該空白期間前に終了している全ての有期労働契約の契約期間は、同条第1項の通算契約期間に算入されない(クーリングされる)こととなること。

① 6か月以上である場合

② その直前の有期労働契約の契約期間(複数の有期労働契約が間を置かずに連続している場合又は法第18条第2項の「契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準」に該当する場合にあつては、それらの有期労働契約の契約期間の合計)が1年未満の場合にあつては、その期間に2分の1を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間以上である場合

(新設)

条第1項で定める基準に照らし連続すると認められるかどうかの確認が必要となるのは、労働者が無期転換の申込みをしようとする日から遡って直近の6か月以上の空白期間後の有期労働契約についてであること。

① 最初の雇入れの日後最初に到来する無契約期間から順次、無契約期間とその前にある有期労働契約の契約期間の長さを比較し、当該契約期間に2分の1を乗じて得た期間よりも無契約期間の方が短い場合には、無契約期間の前後の有期労働契約が「連続すると認められるもの」となり、前後の有期労働契約の契約期間を通算すること。

② ①において、無契約期間の前にある有期労働契約が他の有期労働契約と間を置かずに連続している場合、又は基準省令第1条第1項で定める基準に該当し連続すると認められるものである場合については、これら連続している又は連続すると認められる全ての有期労働契約の契約期間を通算した期間と、無契約期間の長さとを比較すること。

③ 基準省令第1条第1項各号の「二分の一を乗じて得た期間」の計算において、1か月に満たない端数を生じた場合は、1か月単位に切り上げて計算した期間とすること。また、「二分の一を乗じて得た期間」が6か月を超える場合は、無契約期間が6か月未満のときに前後の有期労働契約が連続するものとして取り扱うこと。

すなわち、次の表の左欄に掲げる有期労働契約の契約期間（②に該当する場合は通算後の期間）の区分に応じ、無契約期間がそれぞれ同表の右欄に掲げる長さのものであるときは、当該無契約期間の前後

の有期労働契約が連続すると認められるものとなること。

<u>有期労働契約の契約期間 (②に該当する場合は通算 した期間)</u>	<u>無契約期間</u>
<u>2か月以下</u>	<u>1か月未満</u>
<u>2か月超～4か月以下</u>	<u>2か月未満</u>
<u>4か月超～6か月以下</u>	<u>3か月未満</u>
<u>6か月超～8か月以下</u>	<u>4か月未満</u>
<u>8か月超～10か月以下</u>	<u>5か月未満</u>
<u>10か月超～</u>	<u>6か月未満</u>

①から③までの説明を図示すると、別紙のとおりであること。

サ 基準省令第1条第2項は、同条第1項で定める基準に該当し無契約期間の前後の有期労働契約を通算する際に、1か月に満たない端数がある場合には、30日をもって1か月とすることを規定したものであること。

また、1か月の計算は、暦に従い、契約期間の初日から起算し、翌月の応当日の前日をもって1か月とすること。具体例を示すと次のとおりであること。

前の契約 平成25年4月5日～同年7月15日（3か月＋11日）

次の契約 平成25年8月3日～同年10月1日（1か月＋29日）の場合

（3か月＋11日）＋（1か月＋29日）

＝4か月＋40日

＝5か月＋10日 として、コ③の表に当てはめ、

(新設)

無契約期間が3か月未満であるときは前後の有期労働契約が連続すると認められる。

なお、法第18条第1項の通算契約期間の計算においても、これと同様に計算すべきものと解されること。

シ 基準省令第2条は、法第18条第2項の「二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間」を規定したものであること。

具体的には、コ③と同様、1か月に満たない端数を生じた場合は、1か月単位に切り上げて計算した期間とすること。すなわち、次の表の左欄に掲げる有期労働契約の契約期間の区分に応じ、空白期間がそれぞれ同表の右欄に掲げる長さのものであるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない（クーリングされる）こととなること。

<u>有期労働契約の契約期間</u>	<u>空白期間</u>
<u>2か月以下</u>	<u>1か月以上</u>
<u>2か月超～4か月以下</u>	<u>2か月以上</u>
<u>4か月超～6か月以下</u>	<u>3か月以上</u>
<u>6か月超～8か月以下</u>	<u>4か月以上</u>
<u>8か月超～10か月以下</u>	<u>5か月以上</u>
<u>10か月超～1年未満</u>	<u>6か月以上</u>

5 有期労働契約の更新等（法第19条（平成25年4月1日前は法第18条。以下同じ。）関係）

(1)、(2) (略)

6 (略)

(新設)

5 有期労働契約の更新等（法第19条（改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は法第18条。以下同じ。）関係）

(1)、(2) (略)

6 (略)

第6 雑則（法第5章関係）

- 1 船員に関する特例（法第21条（平成25年4月1日前は法第19条。以下同じ。）関係）

(1)、(2) (略)

- 2 適用除外（法第22条（平成25年4月1日前は法第20条。以下同じ。）関係）

(1)、(2) (略)

第7 (略)

第8 改正法附則

- 1 改正法の施行期日（改正法附則第1項関係）

法第19条（有期労働契約の更新等）は、改正法の公布日から施行されるものであること。また、法第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）及び第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）の施行期日は、これらの規定の趣旨及び内容の周知に必要な期間を勘案して、「労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成24年政令第267号）により、平成25年4月1日とされたものであること。

- 2 経過措置（改正法附則第2項関係）

法第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）の規定は、同条の施行の日（平成25年4月1

第6 雑則（法第5章関係）

- 1 船員に関する特例（法第21条（改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は法第19条。以下同じ。）関係）

(1)、(2) (略)

- 2 適用除外（法第22条（改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は法第20条。以下同じ。）関係）

(1)、(2) (略)

第7 (略)

第8 改正法附則

- 1 改正法の施行期日（改正法附則第1項関係）

法第19条（有期労働契約の更新等）は、改正法の公布日から施行されるものであること。また、法第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）及び第20条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）については、これらの規定の趣旨及び内容の周知に必要な期間を勘案して、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」を施行期日としたものであること。

- 2 経過措置（改正法附則第2項関係）

法第18条（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）の規定は、同条の施行の日以後の日を契約期間の初

日)以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、当該施行の日前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、同条第1項の通算契約期間には算入しないものとされたものであること。

3 検討規定(改正法附則第3項関係)

法第18条に基づく無期転換申込権が多くの労働者に生じる時期である同条の施行の日(平成25年4月1日)以後5年を経過する時期から3年を経過した時期として、同条の施行後8年を経過した場合に、施行状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたものであること。検討の対象は、法第18条、すなわち無期転換ルール全体であること。

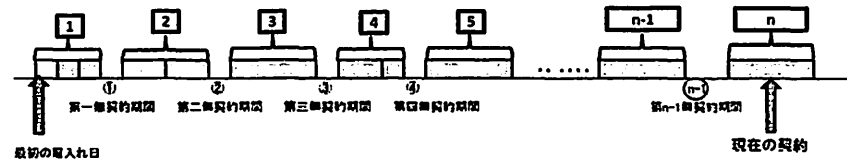
日とする期間の定めのある労働契約について適用し、当該施行の日前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、同条第1項の通算契約期間には算入しないものとされたものであること。

3 検討規定(改正法附則第3項関係)

法第18条に基づく無期転換申込権が多くの労働者に生じる時期である同条の施行の日以後5年を経過する時期から3年を経過した時期として、同条の施行後8年を経過した場合に、施行状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたものであること。検討の対象は、法第18条、すなわち無期転換ルール全体であること。

(別紙)

労働契約法第十八条第一項の通算契約期間
に関する基準を定める省令第1条第1項について



号	無契約期間の位置	次の基準を満たすときは、左欄の無契約期間の前後の有期労働契約が連続すると認められる
一	①（最初の雇入れの日後最初に到来する無契約期間）	①の期間が、 $\boxed{1}$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であるときは、 $\boxed{1}$ と $\boxed{2}$ が連続すると認められる。
二	②	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであるときは、 $\boxed{2}$ と $\boxed{3}$ が連続すると認められる。
	イ $\boxed{1}$ と $\boxed{2}$ が連続すると認められる場合	②の期間が、 $(\boxed{1} + \boxed{2})$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
	ロ イに掲げる場合以外の場合	②の期間が、 $\boxed{2}$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
三	③	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定めるものであるときは、 $\boxed{3}$ と $\boxed{4}$ が連続すると認められる。
	イ $\boxed{3}$ 以前の全ての有期労働契約が連続すると認められる場合	③の期間が、 $(\boxed{1} + \boxed{2} + \boxed{3})$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること
	ロ $\boxed{2}$ と $\boxed{3}$ が連続すると認められる場合	③の期間が、 $(\boxed{2} + \boxed{3})$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
	ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合	③の期間が、 $\boxed{3}$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
四	④以降の無契約期間	当該無契約期間が、前三号の例により計算して得た期間未満であること。

※ ★印は「6か月を超えるときは6か月とし、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月として計算した期間とする。」の略。

別添 (略)

(新設)

別添 (略)